○国土交通省告示第十号

株式会社日本航空インターナショナル、全日本空輸株式会社、エアーニッポン株式会社、株式会社ジェイエア、日本貨物航空株式会社、エアーセントラル株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社、エアーネクスト株式会社、株式会社エアーニッポンネットワーク、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社スターフライヤー、スカイマーク株式会社、北海道国際航空株式会社、スカイネットアジア航空株式会社、株式会社ジャルエクスプレス及び日本エアコミューター株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十一第九〇〇二号、平二十一第九〇〇三号、平二十一第九〇〇四号、平二十一第九〇〇五号、平二十一第九〇〇六号、平二十一第九〇〇七号、平二十一第九〇〇八号、平二十一第九〇〇九号、平二十一第九〇一〇号、平二十一第九〇一二号、平二十一第九〇一三号、平二十一第九〇一四号、平二十一第九〇一五号、平二十一第九〇一六号、平二十一第九〇一七号、平二十一第九〇一八号、平二十一第九〇一九号、平二十一第九〇二〇号、平二十一第九〇二一号、平二十一第九〇二二号、平二十一第九〇二三号、平二十一第九〇二四号、平二十一第九〇二五号、平二十一第九〇二六号、平二十一第九〇二七号、平二十一第九〇二八号、平二十一第九〇二九号、平二十一第九〇三〇号、平二十一第九〇三一号、平二十一第九〇三二号、平二十一第九〇三三号、平二十一第九〇三四号、平二十一第九〇三五号及び平二十一第九〇三六号）については、平成二十一年十二月十七日付け国運審第三十二号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十二年一月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

○海上保安庁告示第二十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

平成二十二年一月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度三〇分、北緯三一度五五分、東経一二八度四〇分、東経一二九度二〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯二七度三〇分、北緯二八度、東経一二六度三〇分、東経一二七度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年一月十二日から平成二十二年一月二十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　七管区水路通報第四十九号（平成二十一年十二月二十五日発行）、十管区水路通報第五十一号（平成二十一年十二月二十五日発行）

○海上保安庁告示第二十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

平成二十二年一月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　社団法人海と渚環境美化推進機構
東京都港区赤坂三丁目二十一番地十五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三三度五一分三六秒東経一三一度二一分三五秒、北緯三三度四八分二〇秒東経一三一度二六分七秒、北緯三三度五一分三五秒東経一三一度二六分八秒の各点で囲まれる海域

(ロ)　北緯三三度五〇分東経一三一度四三分、北緯三三度四八分二三秒東経一三一度四三分、北緯三三度四八分二三秒東経一三一度四四分五七秒、北緯三三度五〇分東経一三一度四四分五七秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年一月十二日から平成二十二年二月六日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による海底地形調査

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　七管区水路通報第四十九号（平成二十一年十二月二十五日発行）

○中国地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十三日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　鳥取都市計画道路事業三・六・四号立川甑山線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県鳥取市立川町五丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十三日から一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十三日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　三十六号	苫小牧市字糸井から同市字樽前まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	苫小牧市字樽前から北海道白老郡白老町字社台まで	〃
〃	北海道白老郡白老町字社台から同町字石山まで	〃
〃	北海道白老郡白老町字石山から同町字北吉原まで	〃
〃	北海道白老郡白老町字北吉原から同町字竹浦まで	〃
〃	登別市幸町五丁目から同市幌別町二丁目まで	〃
〃	登別市幌別町二丁目から同市大和町二丁目まで	〃
〃	登別市大和町二丁目から室蘭市東町三丁目まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　北海道総合通信網株式会社　代表取締役社長　高野　幸豊

住所　札幌市中央区北一条東二丁目五番三

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十一年十一月九日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十三日から一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十三日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　三十八号	釧路市音別町音別原野西から同市音別町中音別まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	釧路市音別町中音別から北海道白糠郡白糠町和天別まで	〃
〃	北海道厚岸郡厚岸町宮園三丁目から同町サンヌシまで	〃
〃	北海道厚岸郡厚岸町サンヌシから同町糸魚沢まで	〃
〃	四十四号	〃